

● 学卒求人申込み手続きから採用選考まで

求人者は、採用計画に基づく求人を行い将来の求人の取り消しや、採用内定の取消し、自宅待機など行うことのないようお願いいたします。

学卒求人申込み手続きから採用選考までの一覧表

項目		中学	高校	大学等 (大学・短大・高専・専修等)
求人申込の開始は		6月1日から		2月1日から
申込み場所		事業所を管轄する安定所※1（裏表紙・ハローワーク一覧参照）		
提出するもの	求人申込書 又は 求人票 (職種別)	中卒用求人票 (手続き13ページ)	求人申込書【高卒】 (手続き18ページ)	求人申込書【大卒等】 (手続き43ページ)
		正本で 1部	正本で 1部	正本で 1部
	※安定所へ初めて求人を出される事業所は「事業所登録シート」を提出して下さい。			
	青少年雇用 情報シート	1部 (16ページ)	*H29年度より高校・大学等求人申込書の様式が変更となり、「青少年雇用情報欄」が求人申込書に追加されました。	
推薦依頼高校一覧		/		1部(25ページ)
求人票の返戻		受理後	7月1日以降	受理後
他地域への受付済 求人票(写)の送付		安定所から7月1日 以降送付	事業所から7月1日 以降送付(推薦依頼 校)	事業所から学校へ送付 学生への提示は4月1日以降
求人要項の送付 <作成事業所のみ> (4ページ参照)		事業所から7月1日 以降送付	事業所から7月1日 以降求人票と一緒に 送付	事業所から送付
学校訪問 (中学・高校について は、3ページ参照)		安定所に求人申込を行った日以降 (学校訪問する場合は、必ず学校の事前の了解の下 に訪問して下さい。)		求人申込のための訪問は卒業 年次となる4月1日以降
推薦開始		1月1日以降	9月5日以降	求人公開 4月1日から 企業選考活動(面接等) 6月1日以降 (採用内定開始10月1日)
選考開始		1月1日以降	9月16日以降	
採用内定報告		「採否結果通知書」 により管轄安定所及 び紹介安定所へ報告	27ページの「新規高 等学校卒業者の採用 (内定)決定状況報 告」により管轄安定 所へ報告	

※申込み安定所…雇用保険の手続きを行う事業所、又は営業所等にあつては、学卒者の採用選考に伴う決定権者が在籍している事業所の管轄安定所。

(注) 大学等については職業安定機関としての取扱いを記載しました。(企業並びに大学側の対応は34~42ページに記載しております。)

●求人活動のルール

新規学校卒業者の採用に関しては、採用計画、採用方針、雇用条件、選考基準、選考方法を明確に策定されると思いますが、一部の求人者に無秩序な求人活動が行われているむきもあります。

これにより、学校教育に支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなりますので、適当な求人活動による弊害を未然に防止して、求人秩序を確立するため、次のような規制措置がありますので、十分ご注意のうえ、公正な求人活動を維持されるようお願いいたします。

(1) 家庭訪問の禁止

求人者又は求人者から委託を受けたものが生徒の家庭等を訪問して直接生徒・保護者を勧誘することは、**中学、高校を問わず一切禁止**されています。

(2) 学校訪問は

求人活動のための学校訪問は、職務の内容、求人内容について求人票の補足説明を行う等、職業指導上必要な場合のみ認められています。

中学校 について、三重県内の中学校については、職業指導上必要と認められる場合は、ハローワークへの求人申込み（6月1日以降）をした後、事前に学校に連絡のうえ訪問してください。（都道府県によっては、全面禁止されているところもありますので、ご注意下さい。）

高等学校 について、三重県内の高校については、職業指導上必要と認められる場合は、原則として学校に求人申込み（7月1日以降）をした後行うことができます。

（ただし8月末日前1週間は応募書類作成期間のため差し控えること。）

ハローワークや高校を訪問して、自社の将来性や仕事の内容などを説明しておくことは人材確保に必要なことですが、訪問にあたってはあらかじめ連絡を取っておくことが必要です。

(3) 文書募集の規制

中学校

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、**全面禁止**されています。

高等学校

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業する前年の**6月末までは禁止**されています。

なお、7月1日以降、文書募集を行う場合は、次の条件によって行うこととなっています。

- ① 安定所の受付済求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。
- ② 広告等掲載にあたっては、求人管轄安定所名及び求人の受付番号を記載すること。
- ③ 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

(4) 利益供与の禁止

求人者又は求人者から委託を受けた者は、新規学校卒業者、その保護者、その他関係者に対し、金品又は利益の供与を行うなどの求人活動が禁止されています。

(5) 中学・高校卒業者の就業開始の時期と注意事項

中学卒業者の就業開始の時期は、労働基準法第56条により4月1日以降とし、高校卒業者は校長が卒業を認定した日以降となっていますが、できる限り3月10日以降にして下さい。

なお、入社前教育で一般的に行われているものは、次のようなことですが、**学校教育の妨げとなり、本人、家族の負担となることのないようご配慮ください。**

- ・社内報の郵送
- ・入社前の会社の生い立ちと現況、製品の紹介、入社的心構えなどについての通信教育
- ・保護者の職場見学
- ・内定者の懇談会（県によっては教育委員会や学校が禁止しているところもありますので、事前に学校の了解を得てから行うこと。

また、事故未然防止のため、入社日まではアルバイト・実習・講習のいかんを問わず使用することはできません。

(6) 求人要項（入社、募集案内）に係る注意事項

各事業所で作成される求人要項は、安定所に申し込まれた求人票の内容等で不足しているところを補完し、事業内容、仕事の内容等についての理解を深めるためのもので、求人票とともに学校へ送付してもよいこととなっています。

規格は、A4版を縦に使用し、本文横書き、左とじできるように、また表紙の右上部に管轄ハローワーク名及び求人受付番号を明示してください。

高校では、就職希望生徒への求人情報として、この「求人要項」を指導室に置き、生徒に自由に観覧させ、就職の資料に活用させています。

ただし、求人票の記載事項と矛盾するものでないことや誇大な表現を使用しないことに注意して下さい。

◎ 求人票記載の内容例

- ・当面従事する仕事の内容等について、写真と文書による説明。
- ・会社・工場の概要について、文章、写真、図表による説明。

内容としては、沿革、生産品目、工場施設・機械設備の概要、取引先の状況、会社・工場の全景、職場の内容の状況、新入社員実習の状況、案内図、仕事の流れ、従業員数、売上高の推移等。

- ・福利・厚生施設等の概要について、文章、写真による説明。

内容としては、宿舍の名称・所在地・棟数・構造、寝具貸与の状況、食堂等福利施設・医療施設の概要、野球道具等娯楽器具の状況、教育訓練の状況、定時制通学可能学校の名称・所在地・課程、宿舍の概要・全景・内部の状況、食堂等施設の状況、レクリエーション施設の状況等。

◎ 求人要項の送付方法

求人者から学校又は学校管轄安定所への送付は、**中学・高校は7月1日以降**、受付済求人票の（写）とともに送付して下さい。

(7) 不正な求人活動を行った場合の措置

以上の禁止規制に違反の行為があった場合は、次年度の求人票特記事項欄にその事実を記載しますので、十分ご注意のうえ、公正な求人活動をお願いします。

(8) 求人取消、採用内定取消、入職時期繰下げの通知義務について

新規学校卒業者を雇い入れようとする事業主の方で、次のいずれかに該当する場合には、あら

かじめ、公共職業安定所長及び学校長に対し、通知しなければなりません。（職業安定法施行規則第 35 条） ※詳しくは、事業所を管轄する安定所におたずね下さい。

① 求人を取り消す時

新規学校卒業者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずる時は、「新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書」により通知すること。（様式第 18 号：6 ページ参照）

ただし、大学等及び専修学校等においては、当初の募集人員に比べて 30 人以上かつ 3 割以上の減少があった場合とする。

※求人者マイページからの取消はできません。

② 内定を取り消す時

新規学校卒業者の卒業後、当該新規学校卒業者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学校卒業者が就業を開始することを予定する日までの間（内定期間）に、これを取消する時は、「新規学校卒業者の採用内定取消通知書」により通知すること。（様式第 19 号：6 ページ参照）

※【採用内定取消について】

新規学校卒業者の採用内定取消は、職業生活への第一歩を踏み出そうとする学生・生徒本人やその家族に、計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題であります。

採用内定を受けた学生及び生徒は、当該企業を信頼して、いわば他の企業を選択する権利を放棄しているとも言え、その意味で、採用内定取消を行った企業の社会的責任は極めて重大であります。

③ 採用時期を先送りする時

新規学校卒業者について、自宅待機、入社日の延期等をしようとする時は、「新規学校卒業者の入職時期繰下通知書」により通知すること。（様式第 20 号：7 ページ参照）

※【入職時期繰下について】

入職時期繰下（自宅待機、入社日の延期等）については、学生及び生徒の当該企業に対する信頼を損ない、入職後の職業生活にも影響を与えかねない問題であります。

(9) 新規学卒求人の労働条件変更について

平成 30 年 1 月 1 日の職業安定法の改正により、当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示し、すでに採用選考を行っている場合は可能な限り速やかに知らせることが必要とされました。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています。

特に高卒求人については、高校等において、求人票を前提として生徒への就職指導等をはじめため、紹介前であったとしても、ハローワークに申し込んだ求人の労働条件を出来るだけ変更しないようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により高卒求人の労働条件を変更する場合は、ハローワークに変更を届け出し確認を受けて下さい。また、指定校求人など、事業所から学校に求人票を提出している場合は、変更日のハローワークの受理印が押された求人票（写）を学校に再提出して下さい。

様式第18号

様式 18号

新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-										
② 事業内容											
③ 従業員数	[企業全体] 人					[うち当該事業所] 人					
④ 資本金	億					万円					
⑤ 他の事業所の所在地											
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]										
	[TEL]					[FAX]					
	[e-mail] @										
⑦ 募集の中止・募集人員の削減理由											
⑧ 推薦依頼学校、求人情報を提供した学校当への対応状況											

様式 18号

2 募集の中止・募集人員の削減の状況

求人番号	合計	中学	高校	大学等						
				小計	大学	短大	高专	専修	能開	
-	-									
当初の募集人員										
変更後の募集人員										
-	-									
当初の募集人員										
変更後の募集人員										
-	-									
当初の募集人員										
変更後の募集人員										

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。
注2：求人申込みを学校等に対して行っている場合は、当該学校等のリストを添付すること。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印不要)

公共職業安定所長
 学校長

殿

様式第19号

様式 19号

新規学校卒業者の採用内定取消し通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-										
② 事業内容											
③ 従業員数	[企業全体] 人					[うち当該事業所] 人					
④ 資本金	億					万円					
⑤ 他の事業所の所在地											
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]										
	[TEL]					[FAX]					
	[e-mail] @										

2 採用内定取消しの状況

	合計	中学	高校	大学等							
				小計	大学	短大	高专	専修	能開		
⑦ 内定者数											
⑧ 内定年月日											
⑨ 内定取消し者数											
⑩ 取消し年月日											
⑪ 採用内定の事実関係											
⑫ 内定取消しを実施しなければならない理由											

様式 19号

⑬ 内定取消しの回避のために検討された事項	
⑭ 内定取消しに関する学生生徒への説明状況	
⑮ 内定取消しの対象となる学生生徒に対する支援内容	
⑯ 前年度における採用内定取消しの状況	前年度において、新規学校卒業者の採用内定取消しを、行った ・ 行っていない (該当するものに○を付す)

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印不要)

公共職業安定所長
 学校長

殿

様式第20号

様式 20 号

新規学校卒業者の入職時期繰下げ通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-									
② 事業内容										
③ 従業員数	[企業全体]	人	[うち当該事業所]	人						
④ 資本金	億 万円									
⑤ 他の事業所の所在地										
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]									
	[TEL]					[FAX]				
	[e-mail] @									

2 入職時期繰下げの状況

態 様	合 計	学 校 種 別								
		中学	高校	大学等		小計	短大	高専	専修	能開
⑦ 入社日の延期										
a 内定者数										
b 当初の入職予定日										
c 繰下げ者数										
d 繰下げ後の入職年月日										
⑧ 自宅待機										
a 内定者数										
b 当初の入職予定日										
c 繰下げ者数										
d 繰下げ後の入職年月日										
⑨ 入職時期繰下げを行わなければならない理由										

様式 20 号

⑩ 入職時期繰下げの回避のために検討された事項	
⑪ 入職時期繰下げの対象となる学生生徒に対する説明状況及び支援内容	

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印は不要)

公共職業安定所長
 学校長

殿